

直ちに取調べの全過程の可視化を求める会長声明

政権交代から3か月が過ぎたが、取調べの可視化法案の国会提出の目途は立っていない。「取調べの可視化の実現」をマニフェストに掲げた民主党を中心とする政府与党内では、今更のように「可視化に関する勉強会」を開催し、可視化についての調査研究を行う方針が示されたとの報道もなされた。取調べの可視化法案は、過去にも二度に亘って参議院で可決されているものであるところ、現状、取調べの可視化法案を国会に提出すれば両院で可決されて成立することは明らかである。今ここで、取調べの可視化の実現を躊躇しているのは何故か、理解に苦しむ。早急に国会で取調べの可視化法案を可決、成立させるべきである。

本年5月にはじまった裁判員裁判においては、市民に分かりやすい裁判が求められているが、自白の任意性・信用性に関する判断は裁判員には困難であり大きな負担となることが容易に予測される。裁判員の負担を軽減するためにも、取調べの可視化は必要不可欠である。

ことここに及んで、取調べの可視化の導入の条件として「代替的な捜査手法」の必要性を唱える声が政府関係者などから上がっているが、取調べの可視化の目的は自白強要による人権侵害、冤罪の防止というものであり、これと、捜査における現実的な必要性の問題は同次元で論じられるべき問題では到底ない。「抱き合わせ」論によって取調べの可視化を延期あるいは否定することは決して許されるものではない。

今年、国民的な関心事となった「足利事件」。無実の菅家利和さんが奪われた17年の歳月を無駄にしてはならない。つい先日も、あらたに密室取調べでの虚偽自白を根拠に無期懲役とされた布川事件についても再審決定が出されたところである。志布志事件、氷見事件、足利事件、そして布川事件が次々に国民の目にさらされたことで、国民は今や密室での取調べに大きな不信感を抱いている。密室での取調べが冤罪を生むことは、国民に広く周知された。密室での取調べの弊害、そして、これを打破し冤罪を防止するには取調べの全過程を録画して可視化するしかないことは、もはや明らかであり、これ以上の調査・研究など必要ないはずである。

裁判員裁判が導入された今こそ、裁判員にも分かり易い裁判にするためにも、取調べの全過程の可視化の導入は、喫緊の課題であり、これを後回しにすることは決して許されない。

兵庫県弁護士会は、取調べの全過程の可視化を、今すぐ実現することを、強く求める。

2009年（平成21年）12月24日

兵庫県弁護士会会長 春 名 一 典

